

行政相談委員が 委嘱されました

次の方が総務大臣より、行政相談委員に委嘱されました。行政相談委員は、国の行政機関等の業務に関する相談に応じて、相談者に必要な助言や関係機関にその苦情等を通知するなど、その解決の促進をお手伝いします。

成瀬 秀樹（再任・北本町）
澤野 重春（再任・国府新宿）

*相談日は、19ページをご確認ください。

問 町民課 ☎ 内線 237

消防団協力量業所表示制度

消防本部では、平成31年4月1日から大磯町消防団協力量業所表示制度を開始しました。

この制度は、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力量業所表示マーク」は、消防団に対し事業所が

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

平成30年度の運用状況を次のとおりお知らせします。

【情報公開制度】

▼公開請求件数 113件

▼主な請求内容

工事設計・積算書など

▼公開請求に対する決定の状況

・公開 63件

・一部公開 44件

・非公開 1件

・不存在 16件

・存否応答拒否 1件

・取下げ 1件

▼審査請求 1件

【個人情報保護制度】

▼開示請求件数 11件

▼開示請求に対する決定の状況
（簡易開示請求を除く。）

・開示 7件

・一部開示 2件

・不開示 0件

・不存在 2件

▼簡易開示請求件数 20件

※1件の請求に対し、複数の決定を行っている場合があるため、決定件数の合計は請求件数と一致しません。

詳しい資料は、町役場及び国府支所1階の町民情報コーナー、町のホームページで公表しています。

問 総務課 ☎ 内線 212



表示マーク

- ①協力をを行っている場合に、事業所の申請または消防団長等の推薦により掲示することができるものです。事業所の社屋等への表示のほか、ホームページや従業員の名刺等に掲載することにより、広く一般に「消防団協力量業所」として広報することができます。事業所のイメージアップを図ることが可能となります。
- ②災害時に資機材等の提供を協力する事業所等
- ③その他、消防団活動に協力し、地域の消防防災力の充実強化に寄与する事業所等

問 消防総務課

☎ (61) 0911

空き家譲渡所得の特別控除

空き家となった住まいを相続した人が、耐震リフォームまたは取り壊した後にその家屋や敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます。

これまで、相続直前まで、被相続人が家屋に居住している場合のみが適用対象でしたが、4月1日以降の譲渡について、要介護認定等を受け、被相続人が相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していた場合も、一定要件を満たせば適用対象となります。

▼特例の適用期限

令和5年12月31日まで延長されました。

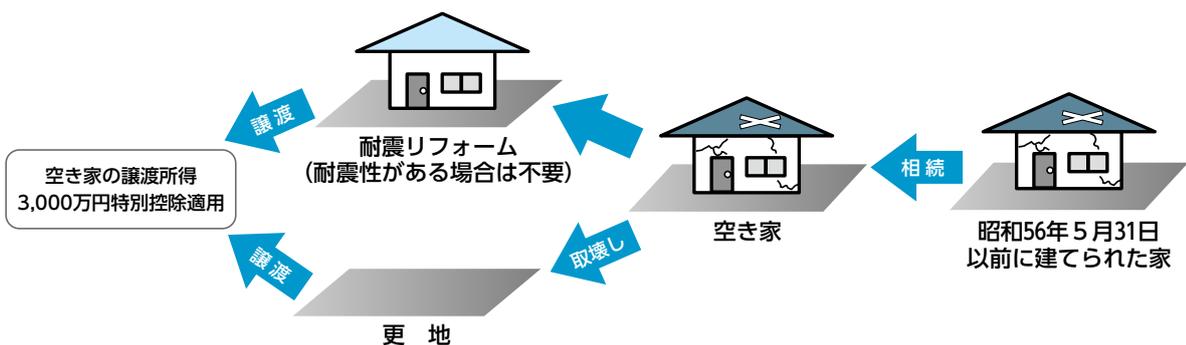
▼主な要件

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡していること。

家屋が昭和56年5月31日以前に建築され、譲渡所得が1億円以下であること。

▼必要書類

税務署への確定申告にあたっては、町が発行する被相続人居住用家屋等確認書が必要になります。発行に10日前後を要します。早めにご連絡ください。



問 都市計画課

☎ 内線 242